

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

a. 企業間の連携（オープンイノベーション 等）

- 下水道事業において、調査画像をメーカーへ提供し劣化判定AIを共創します。また、調査画像に基づく診断結果の属性性排除に努め、調査品質の向上、行政に対する管更新の優先順位の妥当性・納得性を高めます。

b. グリーン化の取組（脱・低炭素化技術の共同開発、グリーン調達 等）

- 下水道事業の現場作業において、温室効果ガスとも呼ばれ大気汚染の主要である二酸化炭素や騒音、臭気を発生する発電機による電源確保からリチウムバッテリーによる電源確保に順次切り替え、作業員に対して、また、地域周辺に対してクリーンな環境を提供します。
- 長寿命で更新頻度が少ない管材や施工時のエネルギー負荷の小さい機器、リサイクルや再利用がしやすい管材部品など、率先して環境負荷の低い管工関連の調達に努めます。

c. BCP/事業継続（取引先の災害時等の事業継続計画策定の助言 等）

- 取引先のBCP（事業継続力強化計画）の策定に際して、助言等の支援に取り組みます。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のはじめに積極的に取り組みます。

3. その他（任意記載）

50年以上にわたる上下水道の維持管理業務を通じて、「循環型社会の一翼を担う、チャレンジ企業」を目指すとともに、取引先との健全なパートナーシップを促進し、サプライチェーン全体へのパートナーシップ構築宣言の普及を図ります。

2026年（令和8年）1月1日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

的場商事株式会社

企 業 名

代表取締役

的場 広宣

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。